



共同声明

日中韓FTA産官学共同研究委員会

我々、日中韓FTA産官学共同研究委員会の代表は、共同研究委員会の第7回会合のため、2011年12月16日、韓国・平昌にて会した。

2003年から2009年までに行われた三国間の共同研究プロジェクトに基づき、2009年10月に中国・北京にて開催された日中韓サミットにおいて、三か国の首脳は、三か国が、政府関係者、産業界及び学界からの参加者の間で日中韓FTA共同研究を実施することで一致した。共同研究は2010年5月に韓国・ソウルにて立ち上げられた。各首脳はさらに、2011年5月に日本・東京にて開催された日中韓サミットにおいて、共同研究を2011年末までに終了させるべく、同共同研究を加速化することを決定した。

こうした背景の下、我々はここに、共同研究を完了し、中国で開催される日中韓サミットより前の来年の早い時期に発表されるであろう日中韓FTA共同研究報告書をまとめたことを公表する。

我々は、三か国のGDPの合計が世界全体のGDPのおよそ20パーセントを占める一方で、三国間の実質的な経済統合の可能性が未だ開発されていないことに留意した。この観点から、我々は、日中韓FTAのあり得べき範囲と経済上の影響を、将来の交渉を予断することなく、建設的に研究した。この共同研究報告書は、三か国の貿易経済関係、物品貿易、サービス貿易、投資、その他の分野、一般的な結論及び提言に関する章により構成される。

我々は、三国間FTAが、関税及び非関税措置の撤廃及び段階的な削減により、二国間及び三国間貿易・投資を促進するのみならず、幅広い三国間協力を発展させる包括的且つ制度的な枠組みを提供し、三か国にウィン・ウィン・ウィンの状況をもたらすことが期待されることを認識した。

我々は、あり得べき三国間FTAはASEAN+3やASEAN+6等の東アジアにおける現在進行中の経済統合プロセスだけでなく、アジア太平洋地域における同プロセスの進展にも寄与するであろうことについても再確認した。

我々は、日中韓FTAは実現可能であり、三か国全てに利益をもたらすであろうとの結論に達した。

我々は、将来の日中韓FTA交渉に適用される、4つの指針的原則について提言する。

- 一つ目は、日中韓FTAが包括的且つ高いレベルのFTAとなることを目指すべきこと、
- 二つ目は、日中韓FTAがWTOルールに整合的であるべきであること、
- 三つ目は、日中韓FTAが相互主義と互恵に基づくバランスのとれた成果とウィン・ウィン・ウィンの状況を目指すこと、そして、
- 四つ目は、日中韓FTA交渉が、各国のセンシティブ分野に対し然るべく配慮しつつ、建設的且つ積極的に行われるべきであることである。

我々は、更に、各国政府に対し、あり得べき三国間FTAの取り進め方を決定し、適当とされれば、時間的な枠組み、及び／または、交渉の指針となるロードマップ等の行動方針を公表するよう提言する。我々は、日中韓FTAを取り進める全行程において、強い政治的意図が必要となるであろうことにつき認識を共有する。我々は、次なる行動のために、研究の成果を2012年の日中韓サミットに報告する。

2011年12月16日、韓国・平昌にて署名された。

崇泉（すう・せん）
国際貿易交渉副代表
商務部
中華人民共和国

西宮伸一
外務審議官
外務省
日本国

崔哲泳（チェ・ソギョン）
通商交渉本部FTA交渉代表
外交通商部
大韓民国

岡田秀一
経済産業審議官
経済産業省
日本国